

宮崎県介護人材確保推進協議会

～宮崎の雇用に関する基礎資料～

令和7年5月23日



厚生労働省 宮崎労働局
職業安定部

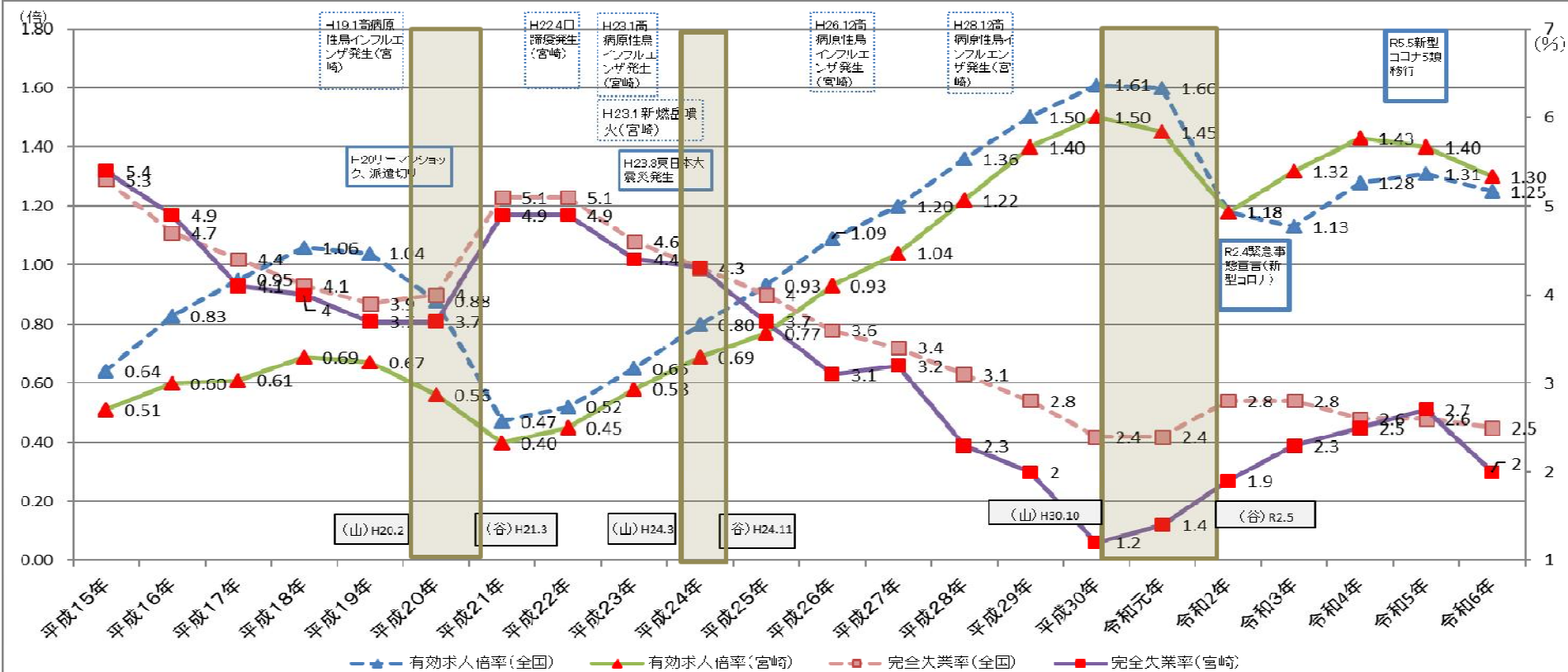
ここにアクセス！
(宮崎労働局HP)



宮崎の『現下の雇用情勢』（完全失業率と有効求人倍率の動向）

現在の雇用失業情勢は、求人が求職を上回る状況が継続しているものの、求人の見直しなどにより求人が緩やかに減少している。今後物価上昇等が雇用に与える影響に注視する必要がある。

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
有効求人倍率(全国)	0.64	0.83	0.95	1.06	1.04	0.88	0.47	0.52	0.65	0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.25
有効求人倍率(宮崎)	0.51	0.60	0.61	0.69	0.67	0.56	0.40	0.45	0.58	0.69	0.77	0.93	1.04	1.22	1.40	1.50	1.45	1.18	1.32	1.43	1.40	1.30
完全失業率(全国)	5.3	4.7	4.4	4.1	3.9	4	5.1	5.1	4.6	4.3	4	3.6	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4	2.8	2.8	2.6	2.6	2.5
完全失業率(宮崎)	5.4	4.9	4.1	4	3.7	3.7	4.9	4.9	4.4	4.3	3.7	3.1	3.2	2.3	2	1.2	1.4	1.9	2.3	2.5	2.7	2



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

注) 月間有効求人倍率は季節調整済の値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

注) 宮崎県の完全失業率はモデル推計値。全国の平成23年平均の完全失業率の実数は補完推計値。

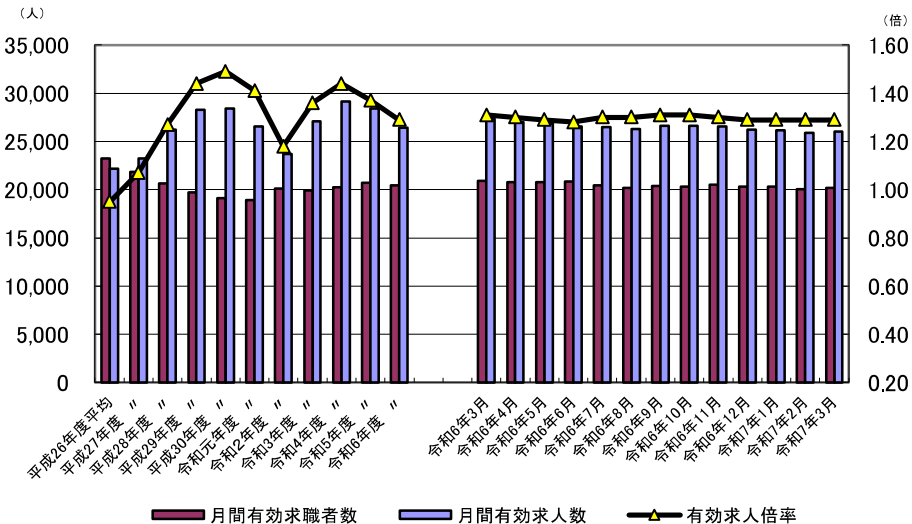
毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

※ 網掛け部分は景気後退期

- 令和7年3月の有効求人倍率(季節調整値)は1.29倍と前月と同率。
有効求人倍率は、117ヶ月連続で1倍台を維持。
- 安定所別有効求人倍率(原数値)は、宮崎所、日南所、高鍋所、小林所は前年同月を上回った。
職業別有効求人倍率は、保安職業従事者、建設関連職種、建設・採掘従事者が高い。

(1) 求人、求職及び求人倍率の推移

・有効求人倍率(7年3月)(季調値)	宮崎:1.29倍	全国:1.26倍
・完全失業率	宮崎:1.7%(R6年10~12月平均)(原数値)	全国:2.5%(R7年3月)(季調値)



(2) 正社員求人倍率

年月	6年9月	10月	11月	12月	7年1月	2月	3月
求人倍率	1.12	1.15	1.16	1.20	1.17	1.18	1.17
有効求人	13,393	13,725	13,427	12,871	13,067	13,489	13,877
有効求職	11,910	11,963	11,536	10,725	11,121	11,434	11,909

(注)正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

(3) 安定所別有効求人倍率

	宮崎	延岡	日向	都城	日南	高鍋	小林	県計
求人倍率	1.36	1.29	1.37	1.30	1.23	1.34	1.49	1.34
有効求人	12,787	2,689	1,887	5,051	1,347	1,914	1,687	27,362
有効求職	9,434	2,083	1,381	3,885	1,093	1,429	1,130	20,435

(注)新規学卒者を除きパートタイムを含む(原数値)

(4) 職業別有効求人倍率

職種	倍率(倍)	求人数(人)	求職者数(人)	職種	倍率(倍)	求人数(人)	求職者数(人)
管理的職業従事者	2.97	113	38	生産工程従事者	1.91	2,142	1,123
専門的・技術的職業従事者	2.03	6,114	3,006	輸送・機械運転従事者	2.24	1,337	597
事務従事者	0.67	2,859	4,271	建設・採掘従事者	3.73	1,337	358
販売従事者	2.24	2,062	922	運搬・清掃・包装等従事者	0.69	1,698	2,447
サービス職業従事者	2.50	5,523	2,210	介護関連職種(*)	3.09	3,288	1,063
保安職業従事者	5.98	724	121	建設関連職種(*)	4.26	1,968	462
農林漁業従事者	1.86	627	337	職業計	1.21	24,536	20,361

(注)常用(パート含む)、原数値

(注)(*)介護関連職種:社会福祉専門職業従事者、その他の社会福祉専門職業従事者(介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー等)、家政婦(夫)家事見習い介護職員(医療、福祉施設等)、訪問介護従事者の合計

(*)建設関連職種:建築・土木・測量技術者、建設躯体工事従事者、建設従事者(建設躯体工事従事者の職業を除く)、電気工事従事者、土木作業従事者

(資料出所)厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」、宮崎労働局集計 平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分

令和6年度の有効求人倍率(原数値)は1.17倍と、前年度より0.06ポイント低下。

	有効求人倍率(常用)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
職業計	1.07	1.21	1.27	1.23	1.17
管理的職業従事者	1.85	2.31	2.56	2.72	3.01
専門的・技術的職業従事者	1.64	1.82	1.92	2.03	1.93
製造技術者(開発)	0.81	1.22	1.94	2.35	1.60
製造技術者(開発を除く)	0.37	0.57	0.72	0.62	0.66
建築・土木・測量技術者	4.88	5.14	5.87	5.35	5.47
情報処理・通信技術者	1.05	1.15	1.94	2.84	1.80
その他の技術者	1.86	2.28	1.76	2.61	3.07
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	1.89	1.79	2.46	2.83	2.37
保健師、助産師、看護師	1.71	1.84	1.91	1.92	1.99
医療技術者	2.13	2.36	3.00	2.73	3.10
その他の保健医療従事者	1.53	1.61	1.49	1.65	1.55
社会福祉専門職業従事者	2.04	2.56	2.42	2.51	2.36
美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者	0.25	0.22	0.15	0.37	0.17
その他の専門的職業	1.09	1.21	1.31	1.18	1.23
事務従事者	0.51	0.56	0.68	0.60	0.60
一般事務従事者	0.43	0.47	0.59	0.49	0.50
会計事務従事者	1.15	1.36	1.28	1.25	1.38
生産関連事務従事者	2.52	2.76	3.10	3.80	3.88
営業・販売事務従事者	1.13	1.33	1.45	1.63	1.30
外勤事務従事者	4.53	2.00	2.62	2.20	1.18
運輸・郵便事務従事者	2.68	2.52	3.13	4.09	3.59
事務用機器操作員	0.52	0.64	0.62	0.61	0.45
販売従事者	1.40	1.64	1.94	2.05	1.99
商品販売従事者	1.26	1.44	1.69	1.80	1.75
販売類似職業従事者	2.24	2.59	3.65	2.48	1.89
営業職業従事者	1.73	2.10	2.44	2.59	2.53
サービス職業従事者	2.16	2.48	2.66	2.67	2.59
家庭生活支援サービス職業従事者	2.18	1.70	2.30	3.28	1.78
介護サービス職業従事者	2.84	2.87	2.88	2.94	3.07
保健医療サービス職業従事者	3.69	4.31	3.93	4.38	3.83
生活衛生サービス職業従事者	2.29	2.42	2.99	3.17	3.36
飲食物調理従事者	1.63	2.02	2.34	2.38	2.20
接客・給仕職業従事者	1.73	2.47	2.91	2.99	2.74
居住施設・ビル等管理人	1.10	1.15	1.19	0.96	0.82
その他のサービス職業従事者	1.46	1.53	1.58	1.34	1.30
保安職業従事者	9.32	12.17	8.98	7.50	6.54
農林漁業従事者	1.88	2.01	2.08	2.12	1.83

生産工程従事者	1.52	2.27	2.28	2.09	1.86
生産設備制御・監視従事者(金属製品)	0.83	1.38	1.11	0.78	0.65
生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	1.15	1.97	1.91	2.44	3.33
機械組立設備制御・監視従事者	0.44	1.83	1.75	1.62	0.87
製品製造・加工処理従事者(金属製品)	2.39	3.04	2.61	2.31	1.90
製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	1.98	2.81	3.27	2.63	2.29
機械組立従事者	0.51	1.01	0.89	0.77	0.68
機械整備・修理従事者	2.50	3.18	2.75	4.03	3.66
製品検査従事者(金属製品)	0.71	1.11	1.06	1.24	1.01
製品検査従事者(金属製品を除く)	1.85	3.03	2.70	2.19	2.40
機械検査従事者	1.84	4.78	1.97	1.05	1.50
生産関連・生産類似作業従事者	0.64	0.77	0.82	0.73	0.72
輸送・機械運転従事者	1.78	1.99	2.14	2.38	2.31
自動車運転従事者	2.00	2.15	2.33	2.75	2.66
その他の輸送従事者	0.48	0.73	0.71	0.47	0.54
定置・建設機械運転従事者	1.70	2.21	2.37	2.55	2.42
建設・採掘従事者	3.15	3.40	3.50	3.25	3.55
建設躯体工事従事者	5.80	8.43	8.39	7.20	7.91
建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	3.04	3.22	3.37	3.18	3.80
電気工事従事者	2.14	2.06	1.92	1.90	2.15
土木作業従事者	3.38	3.70	3.94	3.70	3.68
採掘従事者	8.10	11.89	7.33	4.20	5.40
運搬・清掃・包装等従事者	0.58	0.73	0.81	0.78	0.71
運搬従事者	1.06	1.11	1.28	1.15	0.97
清掃従事者	1.55	1.81	1.91	1.82	1.54
包装従事者	3.62	4.31	3.60	1.74	1.30
その他の運搬・清掃・包装等従事者	0.20	0.30	0.36	0.31	0.30
(福祉関連計)	2.23	2.41	2.49	2.59	2.65
(介護関連小計)	2.79	2.92	2.96	3.19	3.24

福祉関連職業合計
保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、福祉相談・指導専門員、福祉施設指導専門員、介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー、家政婦(夫)家事手伝い、施設介護員、訪問介護職の合計

うち介護関係
福祉施設指導専門員、介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー、家政婦(夫)家事手伝い、施設介護員、訪問介護職の合計

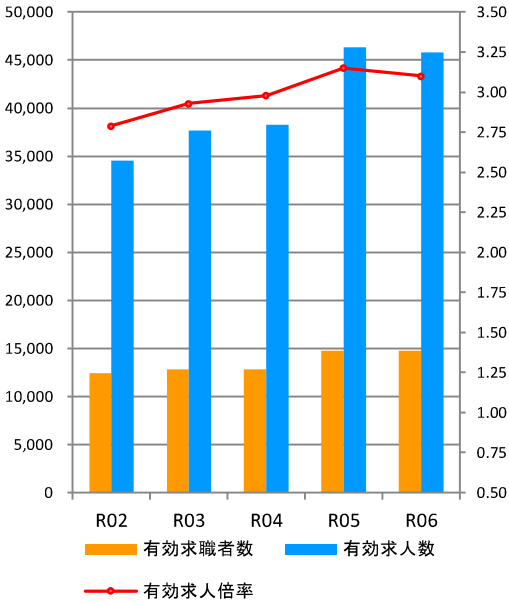
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

介護関連職種の求人・求職状況【常用(パート含む)】

(人)

	新規求職者数	有効求職者数	新規求人数	有効求人数	就職件数	有効求人倍率 (倍)
令和2年度	3,281	12,406	12,364	34,569	2,248	2.79
令和3年度	3,405	12,853	13,332	37,667	2,263	2.93
令和4年度	3,299	12,838	13,263	38,285	2,104	2.98
令和5年度	3,690	14,727	16,131	46,355	2,516	3.15
令和6年度	3,609	14,786	15,896	45,822	2,462	3.10

※介護関連職種＝「福祉施設指導専門員」＋「その他の社会福祉の専門的職業」＋「家政婦（夫）・家事手伝い」＋「介護サービスの職業（施設介護員、訪問介護職）」



介護関連職種の求人・求職状況（月別推移）

	新規求職者数			有効求職者数			新規求人数			有効求人数			就職件数			有効求人倍率		
	R04	R05	R06	R04	R05	R06	R04	R05	R06	R04	R05	R06	R04	R05	R06	R04	R05	R06
4月	400	407	431	1,140	1,353	1,340	1,204	1,335	1,375	3,304	3,670	3,870	199	227	238	2.90	2.71	2.89
5月	263	334	307	1,116	1,296	1,319	959	1,187	1,349	3,194	3,697	3,868	197	242	230	2.86	2.85	2.93
6月	258	298	271	1,110	1,253	1,258	1,207	1,459	1,239	3,196	3,814	3,784	182	214	235	2.88	3.04	3.01
7月	215	254	247	1,037	1,205	1,181	1,135	1,438	1,367	3,172	3,905	3,756	167	217	213	3.06	3.24	3.18
8月	251	303	218	1,008	1,189	1,126	1,014	1,226	1,212	3,223	3,932	3,638	172	185	151	3.20	3.31	3.23
9月	278	311	328	1,027	1,209	1,204	1,186	1,386	1,287	3,206	3,918	3,743	157	229	197	3.12	3.24	3.11
10月	265	296	284	1,065	1,239	1,204	1,141	1,485	1,567	3,270	3,925	3,921	167	220	208	3.07	3.17	3.26
11月	238	274	280	1,055	1,209	1,186	1,013	1,252	1,281	3,184	3,977	3,903	159	184	176	3.02	3.29	3.29
12月	199	222	239	1,004	1,130	1,149	1,084	1,175	1,136	3,112	3,786	3,810	137	165	157	3.10	3.35	3.32
1月	285	331	353	1,022	1,175	1,225	1,134	1,470	1,413	3,122	3,825	3,732	122	165	183	3.05	3.26	3.05
2月	329	317	302	1,118	1,189	1,254	1,049	1,400	1,382	3,155	3,937	3,832	194	203	171	2.82	3.31	3.06
3月	318	343	349	1,136	1,280	1,340	1,137	1,318	1,288	3,147	3,969	3,965	251	265	303	2.77	3.10	2.96

(参考)産業別・規模別新規求人の推移(原数値)

		項 目					令和6年度	R02・R06 増減数	R02・R06 増減率 (%)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
産業別・規模別									
A.B	農、林、漁業		3,359	3,339	3,144	3,165	2,816	▲ 543	▲ 16.2
C	鉱業、採石業、砂利採取業		130	169	144	118	94	▲ 36	▲ 27.7
D	建設業		9,525	9,759	10,142	9,199	9,155	▲ 370	▲ 3.9
E	製造業		9,215	12,438	12,630	10,702	9,950	735	8.0
	食料品製造業		2,949	3,783	3,723	3,211	2,941	▲ 8	▲ 0.3
	飲料・たばこ・飼料製造業		464	525	666	594	540	76	16.4
	繊維工業		693	755	1,140	785	697	4	0.6
	木材・木製品製造業		1,052	1,162	1,258	984	847	▲ 205	▲ 19.5
	家具・装備品製造業		135	179	177	126	144	9	6.7
	パルプ・紙・紙加工品製造業		59	91	172	150	159	100	169.5
	印刷・関連連業		226	306	294	282	306	80	35.4
	化学工業		323	540	529	188	122	▲ 201	▲ 62.2
	石油製品・石炭製品製造業		1	2	0	3	6	5	500.0
	プラスチック製品製造業		270	511	480	364	455	185	68.5
	ゴム製品製造業		106	161	99	86	143	37	34.9
	窯業・土石製品製造業		278	310	390	383	369	91	32.7
	鉄鋼業		53	40	22	16	2	▲ 51	▲ 96.2
	非鉄金属製造業		0	9	24	16	24	24	-
	金属製品製造業		447	571	651	607	545	98	21.9
	はん用機械器具製造業		377	385	505	622	519	142	37.7
	生産用機械器具製造業		193	314	306	356	299	106	54.9
	業務用機械器具製造業		193	239	203	327	240	47	24.4
	電子部品・デバイス・電子回路製造業		526	909	594	458	454	▲ 72	▲ 13.7
	電気機械器具製造業		306	1,004	798	563	569	263	85.9
	情報通信機械器具製造業		177	83	61	37	47	▲ 130	▲ 73.4
	輸送用機械器具製造業		227	382	343	354	312	85	37.4
	その他の製造業		160	177	195	190	210	50	31.3

		項 目						R02・R06 増減数	R02・R06 増減率 (%)
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
産業別・規模別									
F	電気・ガス・熱供給・水道業		63	56	42	68	53	(▲ 10)	(▲ 15.9)
G	情報通信業		2,352	2,733	4,480	5,747	4,632	2,280	96.9
H	運輸業、郵便業		4,235	4,832	5,037	5,252	4,957	(722)	(17.0)
I	卸売業、小売業		11,052	12,165	12,770	12,976	11,800	(748)	(6.8)
J	金融業、保険業		584	790	837	756	784	200	34.2
K	不動産業、物品賃貸業		1,171	1,304	1,528	1,592	1,281	110	9.4
L	学術研究、専門・技術サービス業		2,022	2,251	2,238	2,084	1,893	▲ 129	▲ 6.4
M	宿泊業、飲食サービス業		5,454	6,194	7,013	6,643	5,732	278	5.1
N	生活関連サービス業、娯楽業		2,453	2,772	2,998	3,248	3,161	708	28.9
O	教育、学習支援業		1,934	1,912	1,971	2,227	2,244	310	16.0
P	医療、福祉		30,726	33,623	34,455	35,499	33,761	(3,035)	(9.9)
Q	複合サービス事業		1,129	1,056	1,320	1,253	1,277	148	13.1
R	サービス業(他に分類されないもの)		16,085	19,456	19,186	16,381	15,812	(▲ 273)	(▲ 1.7)
S.T	公務、その他		2,014	2,115	3,239	1,984	1,773	▲ 241	▲ 12.0
合 計			103,503	116,964	123,174	118,894	111,175	7,672	7.4
規 模 別	29人以下		65,605	73,568	80,059	77,234	71,674	6,069	9.3
	30～99人		24,779	28,303	27,720	27,324	25,232	453	1.8
	100～299人		9,381	10,811	10,176	9,836	9,172	▲ 209	▲ 2.2
	300～499人		1,819	1,609	1,884	2,116	2,509	690	37.9
	500～999人		1,512	2,083	1,960	2,120	1,912	400	26.5
	1, 000人以上		407	590	1,375	264	676	269	66.1

・令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。
・令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

雇用関係の各種助成金について

(令和7年4月1日現在)

◎…宮崎労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター

【問い合わせ先】 ●…宮崎労働局 雇用環境・均等室 ▲…宮崎労働局 労働基準部 健康安全課

★…(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮崎支部

A.労働者の雇用維持を図る

◎雇用調整助成金

◎産業雇用安定助成金 (災害特例人材確保支援コース)

B.在籍出向を支援する

◎産業雇用安定助成金 (スキルアップ支援コース)

C.離職する労働者の再就職支援を図る

◎早期再就職支援等助成金 (再就職支援コース) (雇入れ支援コース)

D.中途採用する

◎早期再就職支援等助成金 (中途採用拡大コース) (U I J ターンコース)

E.新たに労働者を雇入れる

◎特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース) (中高年層安定雇用支援コース) (生活保護受給者等雇用開発コース) (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース) (成長分野等人材確保・育成コース)

◎トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) (若年・女性建設労働者トライアルコース) (障害者トライアルコース) (障害者短時間トライアルコース)

◎産業雇用安定助成金 (産業連携人材確保等支援コース)

◎地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

F.労働者の職業能力の向上を図る

◎人材開発支援助成金 (人材育成支援コース) (教育訓練休暇等付与コース) (事業展開等リスクリング支援コース) (人への投資促進コース) (建設労働者認定訓練コース) (建設労働者技能実習コース)

★障害者能力開発助成金

(参考) 労働条件等関係助成金

●業務改善助成金

▲受動喫煙防止対策助成金

G.労働者の雇用環境の整備を図る

◎人材確保等支援助成金 (雇用管理制度・雇用環境整備助成コース (受付再開)) (中小企業団体助成コース) (建設キャリアアップシステム等活用促進コース) (若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース (建設分野)) (作業員宿舍等設置助成コース (建設分野)) (外国人労働者就労環境整備助成コース) (●テレワークコース)

◎キャリアアップ助成金 (正社員化コース) (障害者正社員化コース) (賃金規定等改定コース) (賃金規定等共通化コース) (賞与・退職金制度導入コース) (社会保険適用時処遇改善コース)

★65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース) (高齢者無期雇用転換コース) (高齢者評価制度等雇用管理改善コース)

★障害者福祉施設設置等助成金

★障害者雇用相談援助助成金

★障害者介助等助成金

★障害者作業施設設置等助成金

★職場適応援助者助成金

★重度障害者等通勤対策助成金

★重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

H.仕事と家庭の両立支援に取り組む

●両立支援等助成金 (出生時両立支援コース) (介護離職防止支援コース) (育児休業等支援コース) (事業所内保育施設コース (平成28年以降停止)) (育休中等業務代替支援コース) (不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース) (柔軟な働き方選択制度等支援コース)

●働き方改革推進支援助成金 (業種別課題対応コース) (労働時間短縮・年休促進支援コース) (勤務間インターバル導入コース) (団体推進コース)

雇用関係の各種助成金について

ここで紹介している雇用関係の各種助成金制度は、雇用の安定、従業員の能力向上、職場環境の改善、仕事と家庭の両立などを支援する事業主向けの助成金制度になります。

支給要件や支給額などの詳細は、厚生労働省ウェブサイトやパンフレットでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

どんな助成金があるのか調べる時には、厚生労働省ウェブサイトに雇用関係助成金検索ツールがありますので、「取組内容」や「対象者」から検索が可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00007.html

助成金を受給するためには、雇用保険の被保険者が存在する雇用保険適用事業主であることのほか、雇用関係助成金に共通の要件や、各助成金の個別の要件を満たす必要があります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00018.html



より詳しい内容や具体的な手続き等について知りたいときは、下記の問い合わせ先までお問合せください。

問い合わせ先

※窓口での相談・申請は、原則として事前予約制としておりますので、まずは電話でご確認をお願いします。

取り扱う助成金	お問い合わせ先・所在地	電話番号
表面A～G（●、★がついた助成金除く）の助成金	宮崎労働局 職業安定部 職業対策課 助成金センター 宮崎市大塚台西1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内	0985-62-3125
表面Hの助成金と●がついている助成金	宮崎労働局 雇用環境・均等室 企画班 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821
表面の▲がついた助成金	宮崎労働局 労働基準部 健康安全課 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階	0985-38-8835
表面Gのうち★がついた助成金	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮崎支部 高齢・障害者業務課 宮崎市大字恒久4241番地 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556

雇用関係助成金に関する勧誘にご注意ください。

雇用関係助成金の申請や、助成対象の診断および受給額の無料査定をするといった記載の書面を一方向的に送付（FAX）することによって助成金の活用を勧誘する業者の情報が寄せられています。

厚生労働省や労働局 ハローワークでは、このような勧誘に関与している事実はありませんので、十分にご注意ください。

人材開発支援助成金

～企業内での人材育成に取り組む事業主を支援～

令和7年4月版（令和7年5月作成）

人材開発支援助成金は、雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施したり、教育訓練休暇制度を適用した事業主等に対して助成する制度です。
令和7年度は6つのコースになります。（障害者職業能力開発コースは高障機構への移管に伴い、令和6年度より廃止）

コース名	対象訓練・助成内容		賃金助成額(1人1時間当たり)		経費助成額		OJT実施助成額(1人1コース当たり)		
				賃金要件等を満たす場合※6		賃金要件等を満たす場合※6		賃金要件等を満たす場合※6	
人材育成支援コース (特定訓練、一般訓練、特別育成訓練コースを令和5年度より1つに統合)	人材育成訓練		800(400)円	1,000(500)円	45(30)%※1 70%※2	60(45)%※1 85%※2	—	—	
	認定実習併用職業訓練※2(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)		800(400)円	1,000(500)円	45(30)%	60(45)%	20(11)万円	25(14)万円	
	有期実習型訓練※3(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)		800(400)円	1,000(500)円	75%	100%	10(9)万円	13(12)万円	
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度(3年間で5日以上)の導入及び当該休暇の取得		—	—	30万円	36万円	—	—	
人への投資促進コース (令和4年4月創設、令和8年度までの時限措置)	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	1,000(500)円	—	75(60)%	—	—	—	
		成長分野	1,000円※4	—	75%	—	—	—	
	情報技術分野認定実習併用職業訓練 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)		800(400)円	1,000(500)円	60(45)%	75(60)%	20(11)万円	25(14)万円	
	定額制訓練		—	—	60(45)%	75(60)%	—	—	
	自発的職業能力開発訓練		—	—	45%	60%	—	—	
	令和4年12月創設、 令和8年度までの 時限措置)	長期教育訓練休暇制度／ 教育訓練短時間勤務等制度	長期休暇	1,000※5(800)円	—※5(1,000円)	20万円	24万円	—	—
			短時間勤務等	—	—	20万円	24万円	—	—
事業展開等リスクリン グ支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練		1,000(500)円	—	75(60)%	—	—	—	
建設労働者認定訓練 コース	建設関係の認定職業訓練であって、 人材育成支援コースの支給決定を受けた訓練		3,800円/日	4,800円/日	—	—	—	—	
建設労働者技能実習 コース	建設関係の特別教育・技能講習、登録基幹技能者講習		7,600円～ 9,405円/日※7	9,350円～ 11,405円/日※7	45%～75%※7	60%～90%※7	—	—	
	建設業法に規定する技術検定に関する講習で、 教育訓練給付金の対象となる指定教育訓練								

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者等の場合の助成率 ※3 正社員化した場合に助成 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成
※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算
※7 企業全体の雇用する雇用保険被保険者数等により、助成率・助成額が異なる

人材開発支援助成金

1. OFF-JT（外部の教育訓練機関に委託して行う訓練など通常の生産活動・業務から離れて行う訓練）を助成対象としているメニュー

事業主	コース名	助成の区分	訓練の目的・内容（訓練時間数）
全業種	人材育成支援	人材育成訓練	職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練（10時間以上）
情報通信業 or DXに取り組む事業主	人への投資促進	高度デジタル人材訓練	①ITSSレベル4又は3となる訓練（高度情報通信技術資格の取得を目標とする課程） ②ITSSレベル4又は3となる訓練（第四次産業革命スキル習得講座） ③ITSS、ITSS+又はDX推進スキル標準レベル4又は3となる訓練（マナビDX掲載講座） ④大学の正規課程、科目履修制度、履修証明制度（情報科学・情報工学及びそれに関連する分野）（10時間以上）
全業種		成長分野等人材訓練	①大学院の正規課程、科目等履修制度、履修証明プログラム（分野は問わない） ②海外の大学院の正規課程、科目等履修制度、履修証明プログラム（情報科学・情報工学及びそれに関連する分野や理工学、経営に関する分野であって、別途通知に定めるもの）（10時間以上）
全業種	人への投資促進	定額制訓練	定額制サービスによる訓練（支給対象労働者の受講時間数の合計数が10時間以上）
全業種	事業展開等リスクリング支援	①事業展開 ②DX化、GX化	①事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練 ②事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進める場合にこれに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練（10時間以上）
建設業	建設労働者技能実習コース	技能実習	労働安全衛生法に定める特別教育や技能講習 建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習 建設業法に定める技術検定に関する講習であり、教育訓練給付の支給対象であるもの（法定時間 等）

2. OJT（通常の生産活動・業務を通して行う訓練）を助成対象としているメニュー

事業主	コース名	助成の区分	訓練の内容・時間数
情報通信業 or DXに取り組む事業主	人への投資促進	情報技術分野認定実習併用職業訓練	厚生労働大臣の認定を受けたOJTとOFF-JTを効果的に組み合わせた訓練で、情報処理・通信技術者の職種に関連する業務に必要な訓練 ・総訓練時間数が1年あたりに換算した時間数が850時間以上 ・実施期間が6か月以上2年以下 ・OJTの割合が総訓練時間数の2割以上8割以下 ・OFF-JTは原則、外部の教育訓練機関で行うものに限る
全業種	人材育成支援	認定実習併用職業訓練	厚生労働大臣の認定を受けたOJTとOFF-JTを効果的に組み合わせた訓練 ・総訓練時間数が1年あたりに換算した時間数が850時間以上 ・実施期間が6か月以上2年以下 ・OJTの割合が総訓練時間数の2割以上8割以下 ・OFF-JTは外部の教育訓練機関で行うものに限る
全業種	人材育成支援	有期実習型訓練 ※対象労働者：非正規	正規雇用労働者等に転換すること等を目的に、OFF-JTとOJTを組み合わせて実施する訓練 ・総訓練時間数が6か月あたりに換算した時間数が425時間以上 ・実施期間が2か月以上 ・OJTの割合が総訓練時間数の1割以上9割以下

対象となるOJTとは

- ・適格な指導者（申請事業所の役員又は従業員）の指導の下に行う。
- ・指導者が1日に担当する受講者の人数は3人まで。
- ・OJTを実施する日ごとに、受講者が訓練日誌を記載。
- ・令和4年度より、プログラミング業務等一部の業務でオンラインで実施することが可能。
- ・訓練修了後、ジョブカード3-3-1-1により職業能力評価を行う。

人材開発支援助成金

3.労働者が自発的に教育訓練を受ける際に、事業主が経費を補助するor休暇を与える場合の助成メニューもあります！

コース名	助成の区分	就業規則等に規定する制度の内容	訓練時間数 適用日数
人への投資促進	自発的職業能力開発訓練	・事業主の自発的な訓練の経費補助割合が2分の1以上である	・労働者が自発的に受講する訓練の時間数が10時間以上である
教育訓練 休暇等付与	教育訓練休暇制度	・3年間に5日以上取得が可能な有給の教育訓練休暇制度 ・日単位での取得が可能なもの	・計画期間の間に1人に5日以上取得させる(被保険者数が100人未満の事業所の場合) ・計画期間の初日から1年ごとの期間内に1人以上の被保険者が当該休暇を取得する
教育訓練 休暇等付与 (人への投資促進)	長期教育訓練休暇制度	・所定労働日において30日以上の有給又は無給の長期教育訓練休暇の取得が可能な制度 ・休暇の取得は、日単位での取得のみ	・所定労働日において、10日以上連続した休暇を1回以上取得する ・職業訓練等を受けた日数が、長期教育訓練休暇の取得日数の2分の1以上である ・休暇取得開始日及び最終休暇取得日が計画期間内である
	教育訓練短時間勤務等制度	・所定労働日において30回以上の所定労働時間の短縮及び所定外労働時間の免除のいずれも利用可能なもの ・所定労働時間の短縮は、1日につき1時間以上所定労働時間未満の範囲で1時間単位で措置できるもの	・同一の教育訓練機関が行う一連の15回以上の訓練を含むもの ・計画期間内に、所定労働日において1回以上の所定労働時間の短縮、および所定外労働時間の免除の措置を行う

令和4年度から当面の間を「人への投資促進コース」周知強化キャンペーン期間とし、さらに令和4年12月創設の「事業展開等リスクリング支援コース」を加えた、この2コースを人への投資施策2コースとして、積極的な活用勧奨に取り組んでいます！

●人への投資促進コースは国民の意見をもとに令和4年4月に創設され、5つの助成メニューが存在します。
5つのメニューのうち、定額制訓練が当該コース申請件数の9割を占めています。

訓練の内容

- ・1訓練当たりの対象経費が明確でなく、同額で複数の訓練を受けられるeラーニングで実施されるサービス（定額受け放題研修サービス（サブスクリプション））
- ・インターネット上で広く国民にサービスを提供している訓練機関・施設による訓練

訓練時間数

賃金助成

経費助成

各支給対象労働者の受講時間数を合計した時間数が支給申請時において10時間以上である

—

60(45)%

具体例

サービス名：労働局eラーニングサービス
契約期間：令和6年4月～令和7年3月
契約料：500,000円

助成額：300,000円
(経費助成：
50万円×60%＝30万円)

令和8年度までの期限措置

訓練名	標準学習期間	Aさん	Bさん	Cさん	訓練時間数
雇用保険基礎	5H	修了	修了	—	雇用保険5×2＝10H 職業紹介10×1＝10H 助成金 3×1＝3H 合計23時間
職業紹介基礎	10H	修了	—	—	
助成金基礎	3H	—	—	修了	

●事業展開等リスクリング支援コースは事業の新たな展開や企業のデジタル化の促進のため、令和4年12月に創設されました。
建設業のICT施行に伴い、ドローン訓練が当該コース申請件数の8割を占めています。

訓練の内容

- (1)企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野に必要な業務
- (2)事業展開は行わないが、企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化関係業務
- (3)事業展開は行わないが、企業内のグリーン・カーボンニュートラル化関係業務

具体例

土木工事の測量において、ドローンによる3Dマッピングを取り入れている。それに伴い、ドローンを活用した測量ができる従業員を増員するため講習を受講させる場合。

経費助成率

賃金助成額 (1人1時間)

中小企業

大企業

中小企業

大企業

75%

60%

1,000円

500円

- 訓練コース名：ドローン操縦士育成講習
- 教育訓練機関：民間の教育訓練機関
- 訓練の内容：ドローンの運航に係る知識の習得と操縦技能の向上を図るための訓練
- 訓練時間数：24時間
- 1名あたりの受講料：22万円
- 受講者数：5名

助成額：945,000円
(賃金助成：24H×5名×1,000円
＝120,000円)
(経費助成：22万円×5名×75%
＝825,000円)

【医療・福祉業】人材開発支援助成金活用例

人材開発支援助成金は、事業主が計画に沿って従業員に対して、「職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練」を実施し、一定の要件を満たした場合、訓練経費と訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。訓練の内容や、受講する従業員の雇用形態に応じて、様々なコースがあります。

活用例①（介護施設・中小企業）



eラーニングの研修サービスを導入し、従業員のスキルアップを図りたい！

- 訓練コース：介護職員受け放題サービス
- 訓練の実施者：民間の教育訓練機関
- 訓練の内容：介護の基本や認知症介護の基礎など、50種類以上の介護関係のeラーニングが契約期間（1年間）中、定額で、いつでもどこでも受け放題なサービス
- 訓練の進め方：全職員に1か月に2つ以上のeラーニングを受講することを義務付けている
- 契約料金：30,000円/1か月（50人まで） ● 受講者数：30人

人への投資促進コース（定額制訓練）の活用

定額受け放題（サブスクリプション型）研修サービスを実施し、一定の要件を満たした場合、訓練経費の**60%（45%）**を助成するコース。なお、**既に契約している**定額受け放題研修サービスについては、令和4年4月1日以降に契約期間の初日があれば、計画届の提出日の1か月後の日から助成対象となる。

助成額：216,000円

（経費助成：3万円×12か月×60%＝21.6万円）

活用例②（病院・中小企業）



電子カルテや予約システム等を導入したことに伴い、**全社的なデジタルリテラシーの向上を図るため**、eラーニングの研修サービスを導入したい！

- 訓練コース：デジタルリテラシー訓練受け放題サービス
- 訓練の実施者：民間の教育訓練機関
- 訓練の内容：情報セキュリティやデータの活用など、100種類以上のIT関係に係るeラーニングが契約期間（1年間）中、定額で、いつでもどこでも受け放題なサービス
- 訓練の進め方：毎月部署ごとに会社が指定したeラーニングを受講するようにしている
- 契約料金：420,000円/1年 ● 受講者数：80人

事業展開等リスティング支援コースの活用

① **事業展開**を行うにあたり新しい分野に必要となるスキルを習得させるための訓練や、② **事業展開**を行わないが、**企業内のデジタル化・DX化・グリーン化・カーボニュートラル化**を進めるにあたって必要となるスキルを習得させるための訓練（OFF-JTで訓練時間が10時間以上）を実施し、一定の要件を満たした場合、訓練経費の**75%（60%）**と1時間あたり1,000円（500円）を助成するコース。

助成額：315,000円

（経費助成：42万円×75%＝31.5万円）

※サブスクの為、経費助成のみ



詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

人材開発支援助成金 厚生労働省

検索

宮崎労働局助成金センター

（0985-62-3125）

【令和7年4月2日版】

【医療・福祉】

No.1

活用例③ (病院・中小企業)



准看護師資格を持つ従業員が看護師になるため、自発的に専門学校に通うことになった。その従業員から費用がネックだという相談を受け、今後は、**労働者の自発的な訓練の受講**に対して、経費を100%補助することに決めた！

- 訓練コース：看護師養成課程
- 訓練の内容：看護師資格を取得するための通信講座
- 標準学習期間：24ヵ月
- 訓練実施者：専門学校
- 受講料：800,000円/1人
- 受講者数：1人

人への投資促進コース (自発的職業能力開発訓練) の活用

()大企業

労働者が**自発的に**教育訓練 (実訓練時間数が**20時間以上**) を受講する場合に、事業主がその経費の**2分の1以上**を補助し、一定の要件を満たした場合、訓練経費の**45% (45%)** を助成するコース。ただし、経費負担については、**就業規則等に規定した制度**に基づき、実施することが必要。

助成額：200,000円

(経費助成：80万円×100%×45%=20万円 (上限))

活用例④ (介護施設・中小企業)



介護職員が医療的ケアを実施できるよう、喀痰吸引等研修を受講させたい！

- 訓練コース：喀痰吸引等研修 (実地研修を含む)
- 訓練の内容：たんの吸引や経管栄養の講義と演習を実施したのち、看護師の指示のもと、一定の回数、利用者に対するたんの吸引等の実地研修を実施する
- 訓練時間数：50時間
- 訓練実施者：民間の教育訓練機関
- 受講料：88,000円/1人
- 受講者数：1人 (正社員)
- ※ 自社施設の利用者を実施する場合、OJTとなるため、当該部分は助成金の対象外

人材育成訓練の活用

助成額：79,600円

(経費助成：8.8万円×45%=3.96万円、賃金助成：50時間×800円=4万円)

活用例⑤ (介護施設・中小企業)



介護職の正社員求人には、介護職員初任者研修修了者であることを必須としていたが、今後は有期契約労働者として介護未経験者を雇い入れることに決めた。未経験者に対しては、入社後、介護職員初任者研修を受講させることとした！

- 訓練コース：介護職員初任者研修
- 訓練の内容：介護職員としての基本的な知識や技術を習得させるための訓練
- 訓練時間数：130時間
- 訓練実施者：民間の教育訓練機関
- 受講料：55,000円/1人
- 受講者数：1人 (有期契約労働者)

人材育成支援コースの活用

()大企業

有期契約労働者等に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための訓練 (OFF-JT訓練時間数が**10時間以上**) を実施し、一定の要件を満たした場合、訓練経費の**70% (70%)** と1時間あたり**800円 (400円)** を助成するコース。

助成額：142,500円

(経費助成：5.5万円×1人×70%=3.85万円、賃金助成：130時間×1人×800円=10.4万円)

人材開発支援助成金活用のポイント

人材開発支援助成金は、ハローワークで給付する教育訓練給付制度のような指定講座がなく、「職務に関連する専門的な知識や技術を習得させるための訓練」等支給要件を満たせば、

事業主等の任意の訓練コースを対象訓練として申請できるため、幅広く活用することができます。

※対象とならない実施目的や実施方法があります（サナー講座、モラル向上研修、特別教育、OJT等）

※訓練の目的・内容や、受講する従業員（対象労働者）の雇用形態に応じて、活用するコースに定められた

訓練時間数を満たす必要があります

訓練の実施者

①**社外の教育訓練機関**での訓練だけでなく、②**部外講師**や③**部内講師**による訓練（社内研修）も助成対象としています。ただし、訓練実施者ごとに一定の要件があります。

訓練の実施方法

①**通学制**（対面形式）だけではなく、②**同時双方向型の通信訓練**（オンライン）や③**eラーニング**、④**通信制**（通信講座）による訓練も助成対象としています。ただし、実施方法ごとに一定の要件があります。なお、eラーニング及び通信制による訓練の場合、経費助成のみとなります。

助成額・助成率

コースごとの助成額・助成率は次の表のとおりです。（ ）内は大企業
人材育成支援コース

支給対象となる訓練	経費助成		賃金助成 (1人1時間当たり)		OJT実施助成 (1人1コース当たり)	
	賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合		賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合		賃金要件又は資格等手当要件を満たす場合	
人材育成訓練	雇用保険被保険者（有期契約労働者等を除く。）の場合	45% (30%)	+ 15% (+ 15%)			
	有期契約労働者等の場合	70%	+ 15%			
			800円 (400円)	+ 200円 (+ 100円)	—	—
					—	—
認定実習併用職業訓練		45% (30%)	+ 15% (+ 15%)	20万円 (11万円)	+ 5万円 (+ 3万円)	
	有期契約労働者等の場合	70%	+ 15%	10万円 (9万円)	+ 3万円 (+ 3万円)	
有期実習型訓練	有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換等した場合	75%	+ 25%			

人への投資促進コース

訓練メニュー	対象者	対象訓練	経費助成率		賃金助成額		OJT実施助成額	
			中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
高度デジタル人材訓練	正規 非正規	高度デジタル訓練 (ITスキル標準 (ITSS)・ DX推進スキル標準 (DSS- P) レベル3・4等)	75%	60%	1,000円	500円	-	
成長分野等人材訓練	正規 非正規	海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 1,000円		-	
情報技術分野認定実習 併用職業訓練		OFF-JT + OJTの組み合わせ の訓練 (IT分野関連の訓 練)	60% (+15%)	45% (+15%)	800円 (+200円)	400円 (+100円)	20万円 (+5万円)	11万円 (+3万円)
定額制訓練		「定額制訓練」(サブスクリ プション型の研修サービス)	60% (+15%)	45% (+15%)	-		-	
自発的職業能力開発訓練		労働者の自発的な訓練費用 を事業主が負担した訓練	45% (+15%)		-		-	
長期教育訓練休暇等制度	正規 非正規	長期教育訓練休暇制度 (30日以上)の休暇取得)	制度導入経費 20万円 (+4万円)		1,000円 (-)	800円 (+200円)	-	
		所定労働時間の短縮と 所定外労働時間の免除制度	制度導入経費 20万円 (+4万円)		-		-	

- ・ () 内の助成率 (額) は、賃金要件または資格等手当要件を満たした場合の率 (額) です。なお、「高度デジタル人材訓練」と「成長分野等人材訓練」については、あらかじめ高率助成としているため賃金要件・資格等手当要件はありません。
- ・ 賃金助成額 (訓練期間中に支払われた賃金に対する助成) は、1人1時間当たりの額です (※長期教育訓練休暇制度は1人1日当たりの額)。なお、eラーニング及び通信制による訓練の場合、賃金助成はありません。
- ・ OJT実施助成額は、1人1訓練当たりの額 (定額) です。
- ・ 「高度デジタル人材訓練」「成長分野等人材訓練」「情報技術分野認定実習併用職業訓練」は、資格取得経費 (受験料)も助成対象になります。
- ・ 人への投資促進コースの修了後に正社員化した場合は、キャリアアップ助成金 (正社員化コース) の加算対象になります。

事業展開等リスキング支援コース ()大企業

経費助成	賃金助成 (1人1時間当たり)
75% (60%)	1,000円 (500円)

人材開発支援助成金を活用するためには、原則、
訓練開始日の6か月前～1か月前の間に計画届の提出が必要です
(事前に宮崎労働局助成金センターにご相談ください)

宮崎労働局 職業安定部 公式SNS



You Tube

介護ICT導入事例等あり



Instagram

労働局やハローワークのイベント発信



X